

令和8年度市町村健康寿命延伸にかかる共創創出支援業務に関する質問への回答

番号	質問	回答	回答日
1	<p>本事業の運営にあたって、予てより繋がりのある企業との連携での事業運営を想定しておりますが、その契約形態については、弊社からの「再委託」の形での契約締結を予定しております。上記のケースでは、建設業などで定義される「共同企業体」とは少し趣旨が異なると推察しており、今回の場合は「共同企業体届出書」の提出は不要として準備を進めても問題ないでしょうか？</p>	<p>本事業においては、応募事業者が主体となって事業を実施し、責任をもって履行していただく体制を基本としております。その趣旨から、事業の中核部分を他事業者に委ねることを前提とした再委託による事業運営は、本プロポーザルの考え方は必ずしも整合しないと考えております。したがって、原則として、再委託を前提としない形での提案を想定しております。一方で、応募事業者が主体性および統括責任を明確に保持したうえで、業務の一部について専門的知見等を補完する目的で他企業と連携・協力することまでを一律に否定するものではありません。再委託に該当するかどうかは、費用の名称にかかわらず、業務の実態に即して判断することとなります。再委託の考え方については、「委託役務業務における再委託等について（お知らせ）」 (<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6735/20210125saitakutou.pdf">https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/6735/20210125saitakutou.pdf</a>) をご参照ください。なお、再委託を行う場合、建設工事等における「共同企業体（JV）」とは性質が異なると考えられることから、「共同企業体届出書」の提出は不要です。</p>	4/24
2	<p>弊社が本社移転に伴う住所変更の手続きをしており、登記の完了タイミングによっては、提出書類である「法人登記簿謄本」などが旧住所の状態が発行される可能性があります。その場合は、書類提出時は旧住所が記載された書類を提出し、登記完了後に新住所が記載された書類を再提出する形で進めても問題ございませんでしょうか？ ※その際には、住所変更の手続き中である旨を記載した別紙も、添付して提出をさせていただく想定です。</p>	<p>書類提出時点では旧住所が記載された書類をご提出いただいで差し支えございません。その際には、 ・住所変更手続き中である旨を記載した別紙をご添付いただくこと ・登記完了後、速やかに新住所が記載された法人登記簿謄本等を再提出いただくことを条件として、取り扱います。</p>	4/24
3	<p>今回の公募について、親会社が応募させて頂こうと考えております。ただ実際の運営に関しては子会社で行うため、契約時は子会社で契約をさせて頂こうと考えております。このように公募に対する応募は親会社で行い、契約は子会社(事業会社)で行うということは認められるのでしょうか。</p>	<p>本公募はプロポーザル方式による事業者選定であるため、原則として、応募（提案）を行う法人と、契約を締結し事業を実施する法人は同一であることを求めています。そのため、親会社が応募主体となり、契約および事業実施を子会社が行う形態は、原則として認められません。</p>	4/24
4	<p>仕様書「②市区町村/企業ヒアリング先候補の選定作業」では、何社程度の企業を選定する想定でしょうか。</p>	<p>20～30社程度を想定していますが、契約締結後に協議のうえ、有識者の助言も踏まえて決定します。</p>	4/24
5	<p>仕様書「(2) 市区町村・企業のマッチングに向けたネットワーキングイベントの企画・運営」中の&lt;実施イメージ&gt;に記載のある、「R9年度事業の案内」とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。</p>	<p>令和8年度事業の成果や進捗を踏まえ、令和9年度以降に想定している事業の方向性や継続の考え方について、説明可能な範囲で参加者に共有することを想定しています。</p>	4/24
6	<p>公募要領「7 審査の方法」に記載のあるプレゼンテーション審査の所要時間（発表時間・質疑応答時間）と参加可能人数をご教示ください。</p>	<p>発表時間20分、質疑応答時間15分、参加可能人数は3名以内を想定しておりますが、応募事業者数により変更いたします。詳細は、「公募要領6ページ 7 審査の方法（1）審査方法イ」に記載のとおり、プレゼンテーション審査に参加いただく事業者に後日通知いたします。</p>	4/24